福県医発第1007号（総）
平成１６年９月３日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　竹 嶋 康 弘

平成16年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

標記調査について、日本医師会より別紙のとおり協力方依頼がありました。

本調査は、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているもので、調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の全数が対象となっております。

本会では、第18回全理事会（平成16年９月２日）において協議の結果、これに協力することに決定いたしました。

つきましては、別紙内容のとおり実施されますので、貴会におかれましても本調査へご協力いただきますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**担当理事　蒲池　壽**

（介２５）
平成16年8月11日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会 介護保険担当理事
野　中

平成16年介護サービス施設・事業所調査の実施に関する協力依頼について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護保険制度にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年より実施されております標記の調査に関しまして、本年も別紙のとおり実施されることとなり、厚生労働省より本会宛に調査協力依頼がありました。

当該調査は、現在の介護サービスについて提供体制・提供内容等を把握し、今後の介護サービス提供の基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的としているもので、調査客体は、介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の全数が対象となっております。

本会においては、本調査に協力することと致しましたので、貴会におかれましても、本調査の円滑な実施にご協力を賜りたく、ご高配方宜しくお願い申し上げます。

敬具

福岡県医師会
受付
16.8.13
第2078号

写

統発第 0722006号
平成16年７月22日

社団法人
日本医師会長　殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

平成１６年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても下記のとおり実施することといたしましたので、引き続き貴会の御協力を賜りたく、御配意方お願い申し上げます。

記

１　調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

２　調査の対象及び客体

（１）介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所

以下に掲げる介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とし、その全数を客体とする。

ア　介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

イ　居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、痴呆対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所

ウ　居宅介護支援事業所

（２）介護保険施設等従事者

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、痴呆対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所の直接処遇職員のうち、介護職員、看護職員及び介護支援専門員を対象として、無作為抽出法により抽出した約５万７千人を調査の客体とする。

３　調査の期日

平成１６年１０月１日（金）現在において実施する。

４　調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

（１）介護老人福祉施設票（別紙１）
（２）介護老人保健施設票（別紙２）
（３）介護療養型医療施設票（別紙３）
（４）訪問看護ステーション票（別紙４）
（５）居宅サービス事業所（福祉関係）票（Ⅰ）（別紙５）
（６）居宅サービス事業所（福祉関係）票（Ⅱ）（別紙６）
（７）居宅サービス事業所（医療施設）票（別紙７）
（８）従事者票（別紙８）

５　調査の方法

施設・事業所票については、介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する。

従事者票については、あらかじめ指定された施設・事業所に調査票を配付し、従事者本人が調査票を記入の上密封し、施設・事業所の管理者が回収する方式とする。

６　集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省大臣官房統計情報部が行い、調査結果は速やかに公表する。